

派遣先所属	宮城県東部土木事務所
氏名	大地 直樹
派遣期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日
氏名	宮下 隆宏
派遣期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日
氏名	小林 知史
派遣期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の宮城県東部土木事務所は、石巻市・東松島市・女川町の2市1町の区域を管轄しています。所管内の津波浸水面積は合計113km²に及び、東北三県の中でも最も甚大な被害を受けました。

所管内の公共土木施設の被害状況は、河川28箇所（堤防の沈下・決壊）、急傾斜地2箇所（擁壁損傷等）、海岸25箇所（堤防の決壊等）、道路534箇所（路面損傷等）、橋梁34箇所（落橋、重大な損傷）の合計623箇所に及んでいます。

このような状況において、埼玉県からの派遣職員3名は、宮城県職員や他県からの派遣職員と協力しながら、災害復旧事業及び復興事業に伴う用地取得とそれに付随する業務に携わっています。

具体的には、土地所有者の所在調査、相続の発生状況の確認とその相続関係に関する調査、土地境界の確定、土地価格の決定、建物・工作物等の物件移転等に関する補償費の算定、用地取得のための交渉、土地売買等の契約、補償金の支払い、所有権移転の手続き等の事務を行っています。また、測量や補償内容の調査・算定、用地補償説明を行う専門業者との業務委託契約やその進行管理等も行っています。

災害復旧事業・復興事業における用地取得業務の手順や手続き自体は、通常事業の用地取得業務と同様です。しかし、短期間で大量の用地取得を進めなければならない点や、事業の進捗が地域全体の復旧・復興に直結している点は、通常事業と異なる点と言えます。また、津波により住まいを失い、宮城県を離れている方・仮設住宅等に入居している方の所在の把握や、相続がなされておらず相続人が多数又は不在である場合の対応等も、業務を進める上で苦慮する点です。加えて、国や市町でも同時にそれぞれの災害復旧事業・復興事業を進めていることから、両者との連携を密にする必要があります。

震災から7年8ヶ月が経過した現在、用地取得業務も終盤に差し掛かっています。震災後10年が経つ平成32年度には、すべての災害復旧事業・復興事業が完了するよう、業務に取り組んでいます。今後は、事業完了予定まで2年4ヶ月と、時間的制約がより厳しい状況になってきますが、より丁寧で迅速な業務を心がけていきたいと考えています。

2 被災地の復旧・復興の状況

当所では今年度、定川災害復旧工事竣工式や女川牡鹿線五部浦第二トンネル開通式を行いました。また、市の実施する土地区画整理事業や災害復興住宅の整備、国の実施する堤防事業等も各地で工事が行われており、日々インフラの整備が進んでいる様子が見られます。

仮設住宅も徐々に減っていますが、依然としてお住まいの方もいらっしゃいます。事業の遅れや様々な事情により、必ずしもハード面の復旧・復興が順調に進んでいるとは言えない状況です。

また、被災者の方々の日常生活面の復旧・復興も順調に進んでいるとは言えない面もあります。震災時、沿岸部に住んでおり、仮設住宅を経てやっと内陸部に新しい住居を建築した方と話をしても、近所付き合いなど生活環境の変化に苦慮している方がいらっしゃいます。

中心市街地では、新たな飲食店が出店したり、音楽イベントやスポーツイベントが開催されたりして、賑わいをみせています。また、震災遺構を見に来た方たちに、語り部が震災前や震災時の様子を聞かせる姿も見られます。被災地を盛り上げようとする方たち、震災の記憶を風化させないよう努力している方たちを模範として、自分たちも出来ることをしていかなければと感じます。



【定川災害復旧工事 竣工式】



【女川牡鹿線 五部浦第二トンネル開通式】

3 被災地へ派遣となって感じたこと

7年前、テレビで被災する様子を見ていた場所を訪れる機会があります。震災前は住宅地であったのが何もない更地になってしまった一帯を見ると、改めて自然の脅威を感じます。自然と共存していくことは大変難しいですが、その手助けができていることに大きなやりがいを日々感じています。

被災地に住んで、被災地で見聞きする経験は、やはり埼玉県には実感できないものばかりでした。宮城県で得られた経験は、埼玉県にいる家族や友人、埼玉県職員と共有していきたいと思えます。そうすることで、被災地への継続的な支援や、埼玉県の防災・減災について考えるきっかけになると思えます。

また、当所には埼玉県以外からも十数名の派遣職員が配属されており、他県の職員の人たちとの交流も、貴重な経験になっています。

(平成30年10月作成)